

平成28年第8回置戸町議会臨時会

平成28年11月24日（木曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第67号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第68号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第69号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議案第70号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第71号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第67号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第68号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第69号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議案第70号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第71号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算
(第2号)

○出席議員(10名)

1番 前田 篤 議員	2番 澁谷 恒 壹 議員
3番 高谷 勲 議員	4番 佐藤 勇 治 議員
5番 阿部 光 久 議員	6番 岩藤 孝 一 議員
7番 小林 満 議員	8番 石井 伸 二 議員
9番 嘉藤 均 議員	10番 佐藤 純 一 議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町 長 井上 久 男	副 町 長 和田 薫
会計管理者 鎌田 満	町づくり企画課長 栗生 貞 幸
総務課長 菅野 博 敏	総務課参与 東 誠
産業振興課長 深川 正 美	施設整備課長 大戸 基 史
地域福祉センター所長 須貝 智 晴	施設整備課技監 高橋 一 史
総務係長 芳賀 真由美	町づくり企画課財政係長 小島 敦 志

《教育委員会部局》

教 育 長 平野 毅

《監査委員会部局》

代表監査委員 本間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 田中英規	議 事 係 表 祐太郎
臨時事務職員 中田美紀	

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成28年第8回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 澁谷恒壹議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第66号から議案第72号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第 3 議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 9 議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)まで

○佐藤議長 日程第3、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第66号は、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。また、議案第72号については、平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）の議案であります。この間の議案の説明につきましては、総務課長以下、担当課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 まず、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容につきましては、期末手当の支給率を年間0.1ヶ月引き上げ、4.25ヶ月分とするよう改正するものです。第4条第2項で、期末手当の支給率を、6月支給は0.05ヶ月引き上げ、支給率を100分の200を100分の205に。12月支給を0.05ヶ月引き上げ、支給率を100分の215を100分の220に改正するものです。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

なお、附則で、平成28年度に限り12月支給分を0.1ヶ月引き上げるため、100分の220を100分の225の率により支給することと致しております。

説明資料として、議案第66号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧下さい。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第67号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第67号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容につきましては、期末手当の支給率を年間0.1ヶ月引き上げ、4.

25ヶ月分とするよう改正するものです。第4条第2項で、期末手当の支給率を、6月支給は0.05ヶ月引き上げ、支給率を100分の200を100分の205に。12月支給を0.05ヶ月引き上げ、支給率を100分の215を100分の220に改正するものです。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

なお、附則第2項で、平成28年度に限り12月支給分を0.1ヶ月引き上げるため、100分の220を100分の225の率により支給することと致しております。

説明資料として、議案第67号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧下さい。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第68号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第68号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明致します。

今回の改正は、平成28年度の人事院勧告による給与改正に基づく改正となります。

最初に、人事院勧告の内容について説明致しますので、議案第68号説明資料、平成28年度給与勧告の骨子をご覧下さい。表裏一枚ものです。

今年度の人事院勧告は、今年8月8日に勧告、10月14日に閣議決定され、給与法改正が11月26日可決されております。改正内容は、月例給、ボーナス共に引き上げと扶養手当の見直しであります。月例給の引き上げは、民間給与との格差0.17%を埋めるため、平均0.2%引き上げを基本に、若年層を1,500円、その他を400円の引き上げを基本に給料表を改正しております。平成28年4月1日に遡って適用するものです。裏のページをご覧下さい。

期末・勤勉手当についてです。ボーナスは、現行4.2月分を4.3月分に0.1ヶ月引き上げ、民間の支給状況を踏まえ勤勉手当に配分するものです。

なお、平成28年度においては、12月手当の勤勉手当の支給率を0.1ヶ月引き上げて支給するものです。平成29年度から、6月、12月の勤勉手当支給率をそれぞれ0.05ヶ月引き上げとなります。

今回の給与改正の影響は、議案第67号から68号説明資料、平成28年度給与改定に伴う差額調べに記載しておりますが、後程、補正予算の際に説明申し上げます。

次に、給与制度の改正等についてですが、扶養手当の改正であります。配偶者に関わる扶養手当を他の扶養手当に関わる手当額と同額まで減額して、それに生じる原資を用いて、子に関わる扶養手当の額を、平成29年度、30年度と2段階に改正するものであります。配偶者の扶養手当は、平成29年度1万円。平成30年6,500円に。この扶養手当は、平成29年度8,000円。平成30年度から1万円となります。下の

表に米印で、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を記載しています。この他に、民間労働法改正内容に即した見直しとして、介護休暇の分割、介護時間制度の新設、育児休業等に関わる、この範囲の拡大がありますので、詳細が決まり次第改正していきますので、よろしくお願い致します。

以上が、今回の内容の主なものとなっております。

それでは、条例改正の説明に入りますので、議案第68号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。1ページ目は、第1条関係で、勤勉手当の額について、100分の80を100分の90に。再任用に関わる支給率を0.05ヶ月引き上げ、100分の37.5を100分の42.5に改正するものです。勤勉手当については、本年6月について支給済みのため、本年は12月の勤勉手当を引き上げて支給するものです。次のページをご覧ください。第2条関係で、第8条で、扶養手当の月額を改め、第9条で先程説明した内容に変更するとともに、文言を整理しています。また、勤勉手当の額を平成29年度以降は、6月期、12月期の勤勉手当が同じ割合になるように振り直しを行い、それぞれ0.85月及び0.40月とするものです。本議案にお戻り下さい。1ページをめくって下さい。

附 則

第1条 この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から適用するものであります。

第2条では、給与の内払いについてです。

第3条では、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例として、本則の特例手当の額を29年度に限り、先程説明した金額に関する事項を示しております。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第69号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。
総務課長。

○菅野総務課長 議案第69号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第4号）について説明致します。

平成28年度置戸町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,514万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,885万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして説明致しますので、別冊の平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

- 佐藤議長 次に、議案第70号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

総務課長。

- 菅野総務課長 議案第70号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成28年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,309万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして説明致しますので、別冊の平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

- 佐藤議長 次に、議案第71号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

施設整備課長。

- 大戸施設整備課長 議案第71号の説明を致します。

議案第71号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,033万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきまして説明致しますので、別冊の平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

- 佐藤議長 次に、議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)について説明致します。

平成28年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,615万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして説明致しますので、別冊の平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これで、議案第66号から議案第72号までの提案理由の説明を終わります。

これから、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題とし質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第67号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第68号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第69号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。
6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ移ります。

2 項道路橋梁費。9 款消防費。13 款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。9 款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第70号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4 ページ、5 ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2 款繰入金、1 項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第71号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4 ページ、5 ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。2 款水道費、1 項水道事業費。

質疑はありませんか。

6 番。

○6 番 岩藤議員 一番下の段の委託料、機器価格調査委託料ですが、初めて聞く言葉だ
と思うのですが、内容をもう一度説明願います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 機器価格調査委託料ですけれども、前回の9月の時にも補正して頂

いたと思いますけれども、100万円以上の単価のものにつきまして、見積もりでは徴収できないって言うんでしょうか、外部の調査機関に委託するところです。会計検査等の対応のため3社見積もりではなく、正式な単価を策定する外部に委託するための調査費です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

6番。

○6番 岩藤議員 ちょっと説明よく分からないんですけども、だとすると新年度の当初予算で調査する時には、委託はしないんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 本来的には当初予算というお話なんですけれども、当初9億付いていたものが、今回5億ということで、その時に減額してしまして、今回調査するのは、新たに2次補正として付いた1億9,000万円に対する調査費ということで、価格の変動等も当初4月1日とあることも想定されますので、なるべく直近の部分での調査ということで、今回追加をお願いするものです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで議案第66号から議案第72号までの7件について質疑を終わります。

これから、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第66号から議案第72号までの7件について討論を終わります。

○佐藤議長 これから、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの7件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第68号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件を一括して採決します。

議案第66号から議案第68号までの3件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第66号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第68号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第4号）から議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括して採決します。

議案第69号から議案第72号までの4件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第69号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第4号）から議案第72号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの4件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成28年第8回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時19分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長田中英規が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
